

次に、令和7年度一般会計予算のうち、高齢者補聴器購入費補助金について質問します。

多くの市民の皆様が要望し、昨年度2,124筆、今年度3,272筆の署名が集められ、昨年度は市長に、今年度は議会に提出されています。並々ならぬ努力がなければ、これだけの署名を集めることはできません。以前からこの補助制度を望み、昨年度、初めて署名に取り組み、お一人で何百筆も集めた方は、これだけの市民の声が通らないことに驚き、悔しい思いをされていました。それにもかかわらず、同じ思いの方たちと力を合わせて、今年度はさらに大きく賛同者を集められたこと、そこに市民の切実な願いがあることに思いを巡らせることは、市政に携わる者が欠いてはいけない視点であると思います。

補聴器は、大変高価な精密機械です。そして、耳が聞こえにくくなった方にとっては、なくてはならない生活の必需品です。この制度が事業化されることを多くの人が待ち望んでおられます。

そこで改めてお伺いします。この事業の目的、期待される効果は何でしょうか。今回、補助額の上限が1万5,000円とされていますが、その根拠を教えてください。伊予市は上限が3万円、砥部町は2万5,000円ですが、新居浜市のこの1万5,000円の根拠を教えてください。

また、事業が開始されるとすれば、いつからになる見通しでしょうか。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 高齢者補聴器購入費補助金についてお答えいたします。

まず、事業の目的と期待される効果についてでございます。

事業の目的につきましては、聴力機能の低下により、日常生活に支障がある高齢者に対して、補聴器購入費の一部を補助することで、聴力低下による閉じ籠もりや認知機能の低下等を防ぐとともに、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援するものでございます。

期待される効果につきましては、加齢性難聴者の聴力改善に寄与することにより、コミュニケーション能力の向上が図られ、フレイル予防や認知症予防につながるものと考えており、広く周知を図ることで、聴力維持の重要性和補聴器使用の有効性について、より多くの市民に関心を持っていただくとともに、正しい理解を深めていただけるものと期待しております。

次に、補助金の上限額についてでございます。

既に事業を実施している先進地においては、助成額はおおむね2万円から3万円程度が多くなっておりますが、本市としては、限られた予算で、より多くの方に補聴器購入のきっかけをつくってもらいたいという観点から、1万5,000円といたしております。

次に、事業の開始時期についてでございます。申請方法や対象者要件の検討、要綱の整備、医師会等関係機関との連絡調整など、準備に一定の期間を要しますことから、令和7年7月以降に事業を開始することとし、市民に周知を図ってまいります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○6番（片平恵美）（登壇） 中等度からの補聴器の使用が重症化を予防するとも言われております。補聴器の大切さの周知をしていただけるということで今お話がありました。この事業についても、ぜひ広く周知して、市民の皆さんに御活用いただきながら、必要に応じ改善していただきたい。できれば、2万円、3万円を目指して改善していただきたいと思います。

以上で終わります。